

インターネット上の違法・有害情報を巡る 諸外国における動向について

MRI 三菱総合研究所

2022年4月21日

デジタル・イノベーション本部

目次

A.英国・「オンライン安全法案(OSB)」	2
I.経緯・構成	3
II.適用範囲	7
III.プロパイダの義務	14
IV.法案公開後の議論	25
 B.オーストラリア・「2021年オンライン安全法」	 32
C.オーストラリア・「ソーシャルメディア(荒らし対策)法案」	47

A. 英国・「オンライン安全法案(OSB)」

I .経緯・構成

1. 経緯
2. 法案の特徴
3. 法案の構成(部・章構成)

A. 英国・オンライン安全法案(OSB) I. 経緯・構成

1. 経緯

- 英国政府はオンライン上の安全性確保・向上を目的に、2019年4月にOnline Harms White Paperを公表。
- その後、パブリックコメントを実施し、2021年5月にはオンライン安全法案(Online Safety Bill、以下OSB)の草案が公表された。(以降、本資料の内容は特に注記がない限りこの草案の内容に基づく)
- OSBの草案公表以降、英国議会の合同委員会やDCMS小委員会でOSB草案について検討・議論が行われ、2021年末～2022年初にかけて検討結果が公表されている。
- 2022年3月17日、上記検討の結果を踏まえ修正されたOSBが英国議会に提出された。

年月	出来事
2019年4月8日	● Online Harms White Paper をデジタル・文化・メディア・スポーツ省(DCMS)と内務省が共同で作成し、公表
～2019年7月1日	● White Paperに対するパブリックコメント期間
2019年10月	● マルチステークホルダーを含む透明性ワーキンググループを立ち上げ
2020年2月12日	● パブリックコメントに対する政府の初期対応(Initial Government Response)を公表
2020年12月15日	● パブリックコメントに対する政府の完全な対応(Full Government Response)を公表 ● 子どもの性的搾取や虐待、テロ行為に関する暫定的な行動規範を公表 ● 透明性ワーキンググループの成果を公表
2021年5月12日	● OSBの草案を公表
2021年12月14日	● 英国議会の合同委員会(貴族院と庶民院合同の委員会)がOSB草案に関するレポートを公表
2022年1月24日	● オンラインの害と偽情報に関するDCMS小委員会がOSB草案に関するレポートを公表
2022年2月7日	● DCMSが、英国法律委員会(Law Commission)によって2021年7月に公表された”Modernising Communications Offences A final report”での提案事項をOSBに反映する声明を発表。
2022年2月8日	● DCMSが、ポルノを公開する全てのサイトに、ユーザーが18歳以上であることを確認するための堅牢なチェックを実施することを義務付ける新しい法的義務をOSBに導入する声明を発表。
2022年2月25日	● DCMSが、カテゴリー1の企業(後述)に対して、匿名での荒しを防ぐためのユーザ認証の義務や、成人にとって有害なコンテンツをユーザが望まない場合には表示しないようにする義務をOSBに導入する声明を発表。
2022年3月8日	● DCMSが、違法・有害な有料広告をOSBの規制対象に加える声明を発表。
2022年3月17日	● 2021年5月12日版のOSB草案に対する議論を踏まえ修正されたOSBが英国議会に提出された。

2. 法案の特徴

プラットフォームなどのオンライン企業による自主規制に依存せず、政府が規制(注意義務の設定など)を行い、当該規制が守られているかをOfcomが監視するといった新たな規制を提案。

	政府	プラットフォーム
1. 法定の注意義務の設定	● 政府は、ユーザーを安全に保ち、サービスに対する違法で有害な行為などに対処するための合理的な措置を講じるために、新しい法定の注意義務を策定する。 ● 注意義務は、ユーザーの安全性に対する企業の責任を高め、オンライン上の有害コンテンツに対処することを求めるものである。 ※ 義務の例: 自社サービスのリスク評価、リスクへの対応方法、有害コンテンツ通報窓口の設置、リスク評価結果や対応内容の公表	● プラットフォーマーは、当該注意義務を遵守することが求められる。
2. Ofcomによる監督・執行	● 政府は、プラットフォームに課した注意義務が遵守されているか監視・評価する権限をOfcomに付与。 ● Ofcomは、注意義務などに違反したプラットフォームに対して罰則や罰金を課すなどの執行権限を持つ。	● —
3. 注意義務を果たす行動規範の作成	● Ofcomは、設定された注意義務の履行・遵守方法を概説したものを行動規範として作成し、提示する。	● プラットフォーマーがこれらの行動規範に規定されているガイドラインに従うことが強く期待される。 ● 従わない場合、自社の代替アプローチがどの程度効果的に同等以上の影響をもたらすかを説明し、正当化する必要がある。

3. 法案の構成(部・章構成)

第1部 概要と主要な定義	(章なし)
第2部 規制されるサービスのプロバイダの責任	第1章 導入
	第2章 ユーザ間サービスのプロバイダの注意義務
	第3章 検索サービスのプロバイダの注意義務
	第4章 子どもによるアクセスに関する評価
	第5章 行動規範
	第6章 第2部における解釈
第3部 プロバイダのその他の義務	第1章 透明性レポート
	第2章 手数料
第4部 規制されるサービスに関するOfcomの権限と義務	第1章 一般的な義務
	第2章 サービスのカテゴリー登録
	第3章 リスク評価
	第4章 テロリズムコンテンツやCSEAコンテンツに対する技術の使用
	第5章 情報
	第6章 執行権限
	第7章 委員会、研究とレポート
	第8章 メディアリテラシー
第5部 上訴とスーパークレーム	第1章 上訴
	第2章 スーパークレーム
第6部 一般制サービスに関するDCMS国務大臣の機能	(章なし)
第7部 般的及び最終的な条項	(章なし)
付随書	付随書1 除外されるサービス／付随書2 テロリズムに関する違反／付随書3 CSEAに関する違反／付随書4 規制されるサービスのカテゴリー:規則／付随書5 立ち入り調査の権限

Ⅱ. 適用範囲

1. 規制対象サービス
2. 規制対象コンテンツの分類
3. DCMS 国務大臣による違法有害コンテンツの指定
4. 規制の地理的範囲

1. 規制対象サービス ①分類・定義

インターネットサービス	インターネットを利用して提供されるサービス。
ユーザー間サービス (user-to-user service)	サービスのユーザーによって生成され、またはサービスの利用者によってサービスにアップロードされ、もしくはサービス上で共有されるコンテンツに、サービスの他のユーザーが遭遇する可能性のあるインターネットサービス。
規制されるユーザー間サービス (regulated user-to-user service)	英国と関連があり(※1)、「除外されるサービス」(※2)でないユーザー間サービス。
検索サービス (search service)	「検索エンジン」であるか、それを含み、ユーザー間サービスでないインターネットサービス。 ※「検索エンジン」とは、ウェブサイトまたはデータベースを検索できるサービスまたは機能。単一のウェブサイトまたはデータベースを検索するものは含まない。
規制される検索サービス (regulated search service)	英国と関連があり(※1)、「除外されるサービス」(※2)でない検索サービス。
いずれにも該当しないサービス	(上記以外のサービス)※法案では直接の言及はない

規制されるサービス
(regulated service)

※1 サービスが以下のいずれかに該当する場合、**英国と関連がある**とみなす。(英国外から提供されるサービスを含む。)

- 相当数の英国人ユーザーがいる。
- 英国のユーザーがそのサービスのターゲット市場の一つ(または唯一のターゲット市場)を形成している。
- 英国で個人により使用される可能性があり、かつ、以下により、英国の個人が重大な被害を受ける危険性があると信じるに足る合理的理由がある。
 - (i) ユーザー間サービスの場合は、サービス上に存在するコンテンツ。
 - (ii) 検索サービスの場合、検索結果の中で、または検索結果を介して遭遇する可能性のあるコンテンツ。

※2 「除外されるサービス」については次ページ参照。

1. 規制対象サービス ②除外されるサービス

除外されるサービス

「除外されるサービス」は、付随書1にて以下の通り定められている。

- 電子メールサービス、SMS (Short Message Service)/MMS (Multimedia Messaging Service)
- 1対1のライブ音声通信のみを提供するサービス
- 企業内サービス
- 機能が制限されたサービス: 以下の方法でのみユーザーがコミュニケーションが可能なユーザ間サービス
 - (a) サービスの提供者(またはサービスの提供者の代理を務める者)が制作・公開したコンテンツに関連するコメントやレビューを投稿すること。
 - (b) そのようなコメントやレビューを別のインターネットサービスで共有すること。
 - (c) そのようなコメントやレビュー、または(a)に記載されたコンテンツについて、以下の方法で意見を表明すること。
 - (i) 「いいね」、「よくないね」ボタン、またはその他の性質のボタン
 - (ii) あらゆる種類の絵文字またはシンボル
 - (iii) イエス／ノーの投票
 - (iv) コンテンツを何らかの方法で評価または採点(星評価や数値評価を含む)。
- 公的主体によるサービス

付随書1の更新

DCMS国務大臣は、あるサービスによって提示される**英国内の個人への危害のリスクが低いと判断した場合**には、付随書1を修正し、免除されるユーザ間サービスまたは検索サービスを追加で規定することができる。

- 次項の条件が満たされた場合、DCMS国務大臣は規則により、以下のいずれかを廃止することができる。
 - 付随書1の段落3(1対1のライブ音声通信のみを提供するサービス)。
 - 付随書1の第5項(機能が制限されたサービス)。
 - 前項の権限を行使して追加された同表の規定。
- 条件は、DCMS国務大臣が、問題となっている内容のサービスによって英国内の個人に危害が及ぶ危険性があるため、問題となっている規定の廃止が適切であると考えることである。
- DCMS国務大臣は、更新された付随書1の規定を修正できる。

2. 規制対象コンテンツの分類(1/2)

ユーザー生成コンテンツ (user-generated content)

下記i,iiのいずれかに該当し、当該サービスの他のユーザーがサービスを利用して遭遇する可能性のあるもの。

- i. 当該サービスのユーザーによって生成されたもの。
- ii. 当該サービスのユーザーによって当該サービスにアップロードされ、または当該サービス上で共有されたもの。

規制の対象となるコンテンツ (regulated content)

ユーザー生成コンテンツのうち、下記 a.~e. に該当“しない”もの

違法コンテンツ (illegal content)

テロリズムコンテンツ

CSEA*コンテンツ

DCMS 国務大臣が定めるコンテンツ

上記いずれにも当てはまらないが法に触れ
個人に被害を与えるコンテンツ

*CSEA: 子どもの性的搾取・虐待 (child sexual exploitation and abuse)

子どもにとって有害なコンテンツ (content that is harmful to children)

DCMS 国務大臣が定める優先有害コンテンツ

プロパイダが定めるコンテンツ

大人にとって有害なコンテンツ (content that is harmful to adults)

DCMS 国務大臣が定める優先有害コンテンツ

プロパイダが定めるコンテンツ

規制の対象から 除外される コンテンツ

- a. e-mail、SMSメッセージ、MMSメッセージ
- b. サービスプロバイダーのコンテンツに対するコメントやレビュー
- c. 1対1の音声通話
- d. 広告出稿費用が支払われたコンテンツ
- e. ニュース出版社によるコンテンツ

2. 規制対象コンテンツの分類(2/2)

違法 コンテンツ	● 下記i,iiの両方に該当するもの。 i. 規制の対象となるコンテンツであること。 ii. 「関連する犯罪」に「相当する」もの。 ※ 「関連する犯罪」とは、テロリズム、CSEA、DCMS国務大臣が別途定めるもの、それらにいずれも当てはまらないが個人が被害となる犯罪である。 ※ 「相当する」とは、プロバイダーが以下のいずれかに該当すると信じる合理的な根拠がある場合である。 a. 言葉、画像、発言または音の使用が、「関連する犯罪」に相当する。 b. 当該サービスに存在する他の規制の対象となるコンテンツと組み合わせた場合、単語、画像、発言または音の使用が「関連する犯罪」に相当する。 c. そのコンテンツの流布が「関連する犯罪」を構成する。
子どもにとって 有害な コンテンツ	● 下記i,ii,iii,ivのいずれかに該当する、規制の対象となるコンテンツ。 i. 子どもに有害な第一優先コンテンツとしてDCMS国務大臣が作成した規則で指定されたもの ii. 子どもに有害な優先コンテンツとしてDCMS国務大臣が作成した規則で指定されたもの iii. プロバイダーがコンテンツの性質上、通常の間接的な感覚を有する子どもに身体的または心理的に重大な悪影響を及ぼし、または「間接的に及ぼす」恐れがあると信じる合理的根拠がある iv. プロバイダーが以下を考慮し、当該コンテンツが流布することが通常の間接的な感覚を有する子どもに身体的または心理的に著しい悪影響を与える恐れがあると信じる合理的根拠がある a. 当該コンテンツに遭遇する可能性のある利用者の数 b. 当該コンテンツが容易、迅速かつ広く流布する可能性 ※ プロバイダーが特定の年齢の子どもや特定の属性集団の子どもに重大な影響のリスクがあると信じる合理的な根拠を有する場合、iii, ivに該当するとみなす。 ※ iiiの「間接的に及ぼす」とは以下のいずれかを指す。 a. コンテンツが、個人に対して、そのコンテンツの対象となる子どもに身体的又は心理的に重大な悪影響を及ぼすようなことをさせたり言わせたりすること b. コンテンツによって大人が、自身に身体的又は心理的に重大な悪影響を与えるか、自身にその影響が生じる可能性を増大するようにふるまうこと
大人にとって 有害な コンテンツ	● 下記i,ii,iiiのいずれかに該当する、規制の対象となるコンテンツ。 i. 大人に有害な優先コンテンツとしてDCMS国務大臣が作成した規則で指定されたもの ii. プロバイダーがコンテンツの性質上、通常の間接的な感覚を有する大人に身体的または心理的に重大な悪影響を及ぼし、または「間接的に及ぼす」恐れがあると信じる合理的根拠がある iii. プロバイダーが以下の両方を考慮し、当該コンテンツが流布することが通常の間接的な感覚を有する大人に身体的または心理的に著しい悪影響を与える恐れがあると信じる合理的根拠がある a. 当該コンテンツに遭遇する可能性のある利用者の数 b. 当該コンテンツが容易、迅速かつ広く流布する可能性 ※ プロバイダーが特定の属性集団の大人に重大な影響のリスクがあると信じる合理的な根拠を有する場合、ii, iiiに該当するとみなす。 ※ iiの「間接的に及ぼす」とは以下のいずれかを指す。 a. コンテンツが、個人に対して、そのコンテンツの対象となる大人に身体的又は心理的に重大な悪影響を及ぼすようなことをさせたり言わせたりすること b. コンテンツによって大人が、自身に身体的又は心理的に重大な悪影響を与えるか、自身にその影響が生じる可能性を増大するようにふるまうこと

3. DCMS国務大臣による違法有害コンテンツの指定

違法コンテンツ の指定

- DCMS国務大臣は違法コンテンツに含む犯罪を指定する場合、以下の全てを考慮しなければならない。
 - a. 規制対象サービスにおける、当該犯罪に相当するコンテンツの流布状況
 - b. そのようなコンテンツの存在により、英国内の個人に危害が及ぶ危険性のレベル
 - c. その危害の重大性

有害コンテンツ の指定

- DCMS国務大臣は、指定を行う前にOfcomと協議しなければならない。
- Ofcomは、指定が有効である限り、以下についてのレビューを実施しなければならない。
 - a. 子どもに有害なコンテンツおよび大人に有害なコンテンツの規制対象サービスにおける発生率
 - b. 英国内の個人がその種のコンテンツの結果として被る、または被る可能性のある損害の重大性
- Ofcomは、各レビューの結果についてレポートを作成し、公表しなければならない。
- レポートは、以下を含まなければならない。
 - a. 規則による指定が引き続き適切であるかどうかについてのOfcomの結論。
 - b. これらの結論の結果として、規制を制定するDCMS国務大臣の権限の行使に関するOfcomの勧告。
- レポートは、3年以内の間隔で発行されなければならない。
- 最初のレポートは、指定を含む最初の法定文書が作成された日から始まる3年の期間が終了する前に公表されなければならない。
- Ofcomは、各レポートの完成後、合理的に実行可能な限り速やかに、以下の両方を行わなければならない。
 - a. DCMS国務大臣に送付する。
 - b. Ofcomが、その影響を受ける可能性が高いと考える人の注意を喚起するために適切な方法で公表する。

4. 規制の地理的範囲

規制されるサービスの範囲

- 本法におけるインターネット・サービス、ユーザー間サービスまたは検索サービスへの言及は、英国外から提供されるサービスを含む。

Ofcomによる調査権限の範囲

- 第70条に基づく通知による情報の提出を要求するOfcomの権限には、当該通知により英国外に保管されている情報の提出を要求する権限が含まれる。
- 第76条により付与される、関係者へのヒアリング参加を求めるOfcomの権限は、英国外にいる個人のヒアリングのための出席を要求する権限を含む。

Ofcomによる執行権限の範囲

- 第125条(2) (情報提供要請に対する違反に係る役員の責任)および第126条(5)に基づく権限は、英国またはその他の場所での行為に適用される。
- 第72条(情報提供要請に対する違反)または第73条(情報提供要請に対する違反に係る上級管理職の責任)に基づく違反がイギリス国外で行われた場合、
 - ・ その違反に対する訴訟はイギリス国内のいかなる場所でも行うことができ、
 - ・ その違反はすべての付随的目的のためにかかる場所において行われたとみなすことができる。

Ⅲ.プロパイダの義務

- 1.義務の枠組み(義務の全体像)
- 2.段階的規制
- 3.義務内容 ①リスク評価義務
- 3.義務内容 ②違法コンテンツへの対応義務(安全義務)
- 3.義務内容 ③表現の自由とプライバシーに関する義務
- 3.義務内容 ④報告と救済の仕組みを設ける義務
- 3.義務内容 ⑤子どもがアクセスするサービスの追加義務
- 3.義務内容 ⑥カテゴリー1サービスの追加義務
- 3.義務内容 ⑦透明性レポートの作成・提出義務

1. 義務の枠組み(義務の全体像)

大項目	項目	内容
注意義務 (Duties of Care) ※ 具体的な遵守方法は、Ofcomが作成する行動規範*にて策定予定	リスク評価	自社サービスに関連する違法コンテンツリスク評価を3ヶ月に一度実施すること ● 発生する危害のリスクと深刻度、ユーザーの数、年齢、プロフィール、サービスオペレーション、企業の規模などから評価 ● 大人へのリスク評価(カテゴリー1のユーザー間サービス)と子どもへのリスク評価(ユーザー間サービス／検索エンジン)をそれぞれ設定 ● リスク評価を常に最新のものに更新し、サービス設計の変更の際はその都度評価を行う
	違法コンテンツへの対応(安全義務)	個人に害を及ぼすリスクを軽減すること ● 違法なコンテンツを認識し、ブロックまたは削除し、自社サービスにおけるユーザーの安全性を向上させるシステムやプロセスを導入すること。
	表現の自由とプライバシーへの配慮	リスク評価の一環として、また、サービスにどのような安全システムやプロセスを導入すべきかを決定する際に、オンラインでの表現の自由を含む利用者の権利を考慮し、プライバシーの不当な侵害からユーザーを保護すること
	報告・救済の仕組み	ユーザーが利用しやすく効果的な報告・救済の仕組みを持つこと ● 報告: ユーザーが違法・有害と思うコンテンツをサービス運営者に報告すること ● 救済: サービス運営者により自身のコンテンツが削除・制限等されたユーザーからの苦情を受け付け、必要に応じて削除・制限等を撤回すること
	記録の保存	上記の義務に対して、対応した結果等を記録すること
その他の義務	透明性の確保	「関連サービス」のプロバイダは、提供する各関連サービスに関して、Ofcomが指定する様式・項目について、年次で透明性レポートを作成し、Ofcomに提出するとともに公表すること
	Ofcomへの手数料支払い	規制対象サービスを提供する企業は、指定された期間内に、課金年度についてOfcomに通知し、課金年度のうちの支払い年度に手数料を支払うこと

* 行動規範の内容は推奨事項であり、**従わないことが即ち違法ではない**。ただし、行動規範の内容は法的手続きにおいて証拠として扱われ、**行動規範に従っている限りは**当該プロバイダは**注意義務を遵守しているとみなされる**。

2. 段階的規制

- サービスは**利用者数や機能に応じてカテゴリーに分類**され、段階的な規制を受ける。
- すべての企業は、違法なコンテンツに関して措置を講じる必要がある
- すべての企業は、子どもが自分のサービスにアクセスする可能性を評価する必要がある
 - ・ 子どもが自分のサービスにアクセスする可能性が高いと評価した場合、子どもに追加の保護を提供
- カテゴリー1のサービスを提供しているプロバイダは、他のカテゴリーと比較して多数の追加義務を有する。
 - ・ 「大人がアクセスする場合は合法であるが有害なコンテンツ」に関して措置を講じる義務
 - ・ 民主的に重要なコンテンツに関する義務
 - ・ 表現の自由とプライバシー保護に関する追加の義務
 - ・ ジャーナリスティックコンテンツに関する義務など

カテゴリー	カテゴリーの概要	措置をとる必要があるコンテンツの種別			透明性レポート の作成	民主的に重要なコンテンツに関する義務/ 表現の自由とプライバシー保護に関する追加 の義務/ジャーナリスティックコンテンツに関 する義務
		①違法	②合法だが 子どもに有害	③合法だが 大人に有害		
カテゴリー1	ユーザー間サービスの一部	○	○*	○	○	○
カテゴリー2A	検索エンジンサービスの一部	○	○*	×	○	×
カテゴリー2B	ユーザー間サービスの一部	○	○*	×	○	×
その他	上記以外のサービス	○	○*	×	×	×

* 子どもがアクセスする
可能性が高い場合

○:(注意)義務あり、×:(注意)義務なし

3. 義務内容 ①リスク評価義務

リスク評価 の義務

サービス区分に応じてリスク評価義務が定められている。

サービス区分	リスク評価の義務
(1) 全サービス	● 決められた時期に違法コンテンツリスク評価を実施する義務。 ● 違法コンテンツリスク評価を最新の状態に保つ義務。 ● サービスの設計または運営に変更を加える前に、さらなる違法コンテンツリスク評価を実施する義務。
(2) 子どもがアクセスする可能性が高いサービス	(1)の義務に加え、 ● 子どもにとって有害な指定外のコンテンツの存在が確認された場合、Ofcomに以下を通知する義務。 (a) 特定されたそのようなコンテンツの種類、及び (b) サービス上のそれらの種類のコンテンツの発生率。
(3) カテゴリー1のサービス (※ユーザー間サービスのみ)	(1)の義務に加え、 ● 大人にとって有害な指定外のコンテンツの存在が確認された場合、Ofcomに以下を通知する義務。 (a) 特定されたそのようなコンテンツの種類、及び (b) サービス上のそれらの種類のコンテンツの発生率。

リスク評価 の指標

以下について評価：

- 「サービス利用者が違法コンテンツに遭遇するリスク」(サービスが使用するアルゴリズムを考慮して評価)
 - ・ ユーザー間サービス : 違法コンテンツがいかに簡単に、早く拡散されるか
 - ・ 検索サービス : 検索結果の表示方法
- 「個人が違法コンテンツに遭遇することを容易にする」サービスの機能のリスク
- 違法コンテンツに遭遇した個人が被る可能性のある損害の性質及び重大性
- サービスの設計および運営方法、それらがリスクをいかに軽減できるか

ユーザー間サービスでは以下の指標も追加で評価が必要：

- ユーザーベース(ユーザーのうち、子どもの人数)
- さまざまな内容の違法コンテンツがもたらす個人への被害のリスクレベル
- サービスの利用方法の違いと、それが個人が被る可能性のある被害リスクのレベルに与える影響

3. 義務内容 ②違法コンテンツへの対応義務(安全義務)

ユーザー間サービス、検索サービス共通の内容

- サービスに関連して、サービスの最新の違法コンテンツリスク評価で特定された個人への被害のリスクを軽減し、効果的に管理するために措置を講じる義務。
- 違法コンテンツから個人を保護するための方針と手続きの詳細を、公開された声明や利用規約に明記する義務。
- 手続き、システム、またはプロセスが目的に適切に合致しているかを判断するため、最新の違法コンテンツリスク評価のすべての結果(リスクのレベル、個人への潜在的な害の性質と重大性を含む)、サービス提供者の規模と能力を鑑みる。

ユーザー間サービス、検索サービス共で異なる内容

項目	ユーザー間サービス	検索サービス
サービスの設計・運営上の義務	以下の目的のために設計された適切なシステムおよびプロセスを用いて、サービスを運営する義務。 ・ 優先的な違法コンテンツの存在を最小限にする。 ・ 優先的な違法コンテンツがサービス上でアクセス可能な時間を最小限にする。 ・ 優先的違法コンテンツの普及を最小限にする。 ・ 違法コンテンツの存在を人から知らされた場合、またはその他の方法で知った場合、当該コンテンツを速やかに削除すること。	個人が検索結果または検索結果経由で以下に遭遇するリスクを最小限に抑えるように設計された、適切なシステムおよびプロセスを用いてサービスを運営する義務。 ・ 優先度の高い違法コンテンツに遭遇するリスクを最小化する。 ・ ユーザーからの報告を受け、プロバイダーが認識している違法コンテンツに遭遇するリスクを最小化する。
利用規約等への記載の義務	違法コンテンツから個人を保護するための方針と手続きの詳細を、利用規約に明記し、常に適用させる義務。 また、利用規約は明瞭でアクセスがしやすいものであること。	違法コンテンツから個人を保護するための方針と手続きの詳細を、公開された声明で明記し、常に適用させる義務。

3. 義務内容 ③表現の自由とプライバシーに関する義務

全カテゴリ 共通の義務

- ユーザーの表現の自由に対する権利を法律の範囲内で保護する義務。
- 安全ポリシーを決定・実行する場合、プライバシーの不当な侵害からユーザーを保護する義務。

カテゴリ1 サービスの 追加義務

- 安全に関する方針や手順を決定する際には、そのような方針や手順が顧客に与える影響を評価する義務。
 - ・ 特に、法律の範囲内で表現の自由に対するユーザーの権利を保護する観点と、プライバシーの不当な侵害からユーザーを保護する観点の影響に留意する義務。
- 影響度評価を最新の状態に保ち、影響度評価の結果を公開する義務。
- ユーザーの表現の自由に対する権利を法律の範囲内で保護し、プライバシーの不当な侵害からユーザーを保護するため、影響評価に対応してプロバイダが講じた積極的な措置を、利用規約または公開された声明に明記する義務。

3. 義務内容 ④報告と救済の仕組みを設ける義務

報告・救済 の意味

- 報告: ユーザーが違法・有害と思うコンテンツをサービス運営者に報告すること
- 救済: サービス運営者により自身のコンテンツが削除・制限等されたユーザーからの苦情を受け付け、必要に応じて削除・制限等を撤回すること

区分	ユーザー間サービス	検索サービス
報告の仕組みを設ける義務	ユーザーや関係者が以下のようなコンテンツを簡単に報告できるようなシステムやプロセスを用いてサービスを運営する義務。 ・ 違法コンテンツと思われるコンテンツ。 ・ 子どもがアクセス可能なサービスの一部に存在する、子どもにとって有害と思われるコンテンツ。 ・ 大人にとって有害であると思われるコンテンツ。	ユーザーや関係者が以下のようなコンテンツを簡単に報告できるようなシステムやプロセスを用いてサービスを運営する義務。 ・ 違法コンテンツと思われるコンテンツ。 ・ 子どもがアクセス可能なサービスの一部に存在する、子どもにとって有害と思われるコンテンツ。
救済の仕組みを設ける義務	以下のようなサービスに関して、苦情処理手続きを行う義務。 ・ 違法コンテンツ、子どもに有害なコンテンツ、大人に有害なコンテンツに関する苦情を受け付けること。 ・ 削除や制限をかけられたコンテンツを生成、アップロード、共有したユーザーからの苦情を受け付けること。 ・ 苦情に対応して、サービスの提供者が取るべき適切な行動を規定すること。 ・ 苦情申し立て手続きへのアクセスが容易で、(子どもも含めて)使いやすく、透明性があること。	以下のようなサービスに関して、苦情処理手続きを行う義務。 ・ 違法コンテンツ、子どもに有害なコンテンツに関する苦情を受け付けること。 ・ 利害関係者に関連するコンテンツが検索結果に表示されなくなったり、検索結果の優先順位が低くなったりするような措置に対する苦情を受け付けること。 ・ 苦情に対応して、サービスの提供者が取るべき適切な行動を規定すること。 ・ 苦情申し立て手続きへのアクセスが容易で、(子どもも含めて)使いやすく、透明性があること。

3. 義務内容 ⑤子どもがアクセスするサービスの追加義務

ユーザー間サービス、検索サービス共通の内容

- 子どもに関するリスク評価で特定された、さまざまな年齢層の子どもに危害を加えるリスクを軽減し、効果的に管理する義務。
- サービス上に存在する子どもにとって有害なコンテンツから異なる年齢層の子どもに生じる被害の影響を軽減する義務。

ユーザー間サービス、検索サービスで異なる内容

項目	ユーザー間サービス	検索サービス
サービスの設計・運営上の義務	以下の目的のために設計された適切なシステムおよびプロセスを用いてサービスを運営する義務。 ・ 年齢を問わず、子どもにとって有害な最優先コンテンツに、サービスを通じて子どもが遭遇することを防ぐ。 ・ 子どもにとって有害な他のコンテンツから被害を受けるリスクがあると判断された年齢層の子どもが、サービスを通じてコンテンツに遭遇することを防止すること。	以下の目的のために設計された適切なシステムおよびプロセスを用いてサービスを運営する義務。 ・ 年齢を問わず、子どもにとって有害な一次優先コンテンツが検索結果に表示されるリスクを最小化する。 ・ 子どもにとって有害なその他のコンテンツによる被害のリスクがあると判断された年齢層の子どもが、検索結果の中で、または検索結果を経由してコンテンツに遭遇するリスクを最小化すること。
利用規約等への記載の義務	明瞭でアクセス可能な利用規約の中で、以下の項目を記載する義務。また、これらを適用する義務。 ・ 全ての年齢の子どもが有害な最優先コンテンツに遭遇することを防止する方法(最優先コンテンツの種類ごとに記載)。 ・ 有害な優先度の高いコンテンツによる被害リスクがあると判断された年齢層の子どもが、それに遭遇することが妨げられていない場合に、どのように保護されるか(優先度の高いコンテンツの種類ごとに記載)。 ・ 子どもに有害な非指定コンテンツから被害を受ける危険性があると判断された年齢層の子どもが、それに遭遇することが妨げられない場合に、どのように保護されるか。	以下の項目から子どもを保護するための方針と手続きの詳細を、公開された声明に明記する義務。また、それらを常に適用させる義務。 ・ 子どもに有害な最優先コンテンツ(最優先コンテンツの種類ごとに分けて記載)。 ・ 子どもに有害な優先度の高いコンテンツ(優先度の高いコンテンツの種類ごとに分けて記載)、および ・ 指定外コンテンツで、子どもに有害なもの。

3. 義務内容 ⑥ カテゴリー1サービスの追加義務

大人を保護 する義務

- サービスの利用規約に明記する義務。
 - ・ 大人にとって有害な、優先度の高いコンテンツをサービスでどのように取り扱うか(コンテンツの種類ごとに記載)
 - ・ 直近の大人向けリスク評価(そのようなコンテンツの種類が特定されている場合)で特定された種類の、大人にとって有害なその他のコンテンツが、サービスによってどのように扱われるか
- 利用規約が明瞭でアクセス可能であることを保証する義務。また、利用規約の内容を適用する義務。

民主主義的 重要度 に関する義務

- 民主的な表現の自由を考慮するシステムとプロセスを用いてサービスを運営する義務。
 - ・ 当該コンテンツをどのように扱うか(特に、削除するか、またはユーザーのアクセスを制限するか等に関する決定)、および、そのようなコンテンツを生成、アップロード、または共有しているユーザーに対して何かしたの対応を行うかどうかの決定は、民主的な表現の自由を考慮して行わなければならない。
- 用いられるシステムおよびプロセスが、政治的意見の多様性に対しても同様に適用されることを保証する義務。
- 民主的な表現の自由の原則を考慮して設計されたシステムとプロセスの内容を利用規定に明記する義務。また、利用規定が明瞭でアクセス可能なことを保証し、利用規定の内容が適用されることを保証する義務。

ユーザー間サービスにおける「民主的に重要なコンテンツ」の定義

- ✓ 当該サービスに関連する報道社のコンテンツ。
- ✓ 当該サービスに関連して規制されているコンテンツ。
- ✓ 英国または英国の一部や地域における民主的な政治的議論に貢献することを特に意図している、または意図しているように見えるコンテンツ。

3. 義務内容 ⑥ カテゴリー1サービスの追加義務

ジャーナリスティックコンテンツに関する義務

- ジャーナリスティック・コンテンツの表現の自由を考慮するシステムとプロセスを用いてサービスを運営する義務。
 - ・ 当該コンテンツをどのように扱うか(特に、削除するか、またはユーザーのアクセスを制限するか等に関する決定)、および、そのようなコンテンツを生成、アップロード、または共有しているユーザーに対して何かしたの対応を行うかどうかの決定は、ジャーナリスティック・コンテンツの表現の自由を考慮して行わなければならない。
- ユーザーがプロバイダーの決定に苦情を呈するシステムを確保する義務。
 - ・ プロバイダがコンテンツを削除するか、またはコンテンツへのアクセスを制限するという決定をする際に、サービス上でコンテンツを生成、アップロード、または共有したユーザー、またはコンテンツの作成者が、迅速な苦情処理手続きを利用できるようにする義務。
 - ・ 生成、アップロード、共有されているコンテンツがジャーナリスティック・コンテンツであると判断した結果プロバイダが措置を講じるとした際、サービスのユーザーが専用の迅速な苦情処理手続きを利用できるようにする義務。
- ユーザーからの苦情に対応する義務。
 - ・ プロバイダの決定に対するユーザーからの苦情が認められた場合には、当該コンテンツへの措置を速やかに解除する義務。また、コンテンツは再びアクセス可能とする義務。
- サービス利用規約に以下を明記する義務。また、利用規約が明瞭でアクセス可能であることを保証する義務。
 - ・ サービス上に存在するコンテンツをどのような方法でジャーナリスティック・コンテンツとして識別するのか。
 - ・ コンテンツの削除などを行う際に、ジャーナリスティック・コンテンツの自由な表現の重要性をどのように考慮するのか。
 - ・ ジャーナリスティック・コンテンツに関連する苦情を処理するための方針とプロセス。

「ジャーナリスティック・コンテンツ」とは、

- ✓ 当該サービスに関連する出版社のコンテンツ
- ✓ 当該サービスに関連して規制されたコンテンツ
- ✓ ジャーナリズムの目的で作成されたコンテンツ、また
- ✓ コンテンツが英国に関係しているコンテンツ。

3. 義務内容 ⑦透明性レポートの作成・提出義務

義務の概要

- 「関連サービス」のプロバイダは、提供する各関連サービスに関して、Ofcomが指定する様式・項目について、年次で透明性レポートを作成し、Ofcomに提出するとともに公表する必要がある。

義務の対象

- 対象となる「関連サービス」とは、カテゴリ1、2A、2Bに該当するサービス。

透明性レポートの 記載内容

- 利用者間サービスまたは検索結果において、違法コンテンツ、子どもに有害なコンテンツ、大人に有害なコンテンツの発生率に関する情報、および当該サービスによってこれに遭遇したと推定される利用者の数
- 上記コンテンツがサービスによってどのように広まったかについての情報。
- 利用規約等の適用方法
- 利用者が報告するためのシステム及びプロセスに関する情報。
- 違法なコンテンツ、子どもに有害なコンテンツ、大人に有害なコンテンツに対処するためにプロバイダが使用するシステムおよびプロセスに関する情報(当該コンテンツを識別するためのシステムおよびプロセスを含む)。
- 子どもに有害なコンテンツと大人に有害なコンテンツに関するリスク管理をユーザが行うための機能に関する情報。
- 第2部に規定された義務を遵守するためにプロバイダが取っている措置に関する情報(特に第29条に基づく実践規範に記載されている措置を含む)。
- 提供者が英国内の政府、規制機関又は他の公共部門機関、特に刑法の執行に関与する機関と協力する方法に関する情報。
- プロバイダが、ユーザー間サービスまたは検索結果(場合により)に違法コンテンツ、子どもに有害なコンテンツまたは大人に有害なコンテンツが存在することによる個人への危害のリスクを評価するシステムおよびプロセスに関する情報。
- 提供者が導入しているシステム及びプロセスに関する情報。
- 大人よりも高い水準の保護を子どもに提供するためにプロバイダが取っている措置に関する情報。
- サービスの利用者のメディア・リテラシーを向上させるためにプロバイダが講じている措置に関する情報及び当該措置の有効性の評価
- オンラインの安全に関する事項でプロバイダが講じているその他の措置に関する情報。

透明性レポートに 関するガイドライン

- Ofcomは、プロバイダによる透明性レポート作成に関するガイドラインを策定し、公開する必要がある。

IV. 法案公開後の議論

1. 英国法律委員会とDCMSによる受け止め
2. 英国議会合同委員会のレポート
3. 下院DCMS小委員会のレポート
4. DCMSの追加声明
5. 英国議会に提出された版のOSB草案からの変更点

1. 英国法律委員会のレポートとDCMSによる受け止め

レポートの 背景と目的

- 英国においてオンライン・コミュニケーション上の犯罪に対処する刑法(1988年悪質通信法第1条および2003年通信法第127条)での犯罪の定義は重複し、曖昧で、オンライン・ユーザー、テクノロジー企業、法執行機関にとって不明瞭。
- 上記の刑法を近代化することを目的に、政府のオンライン被害戦略の一環としてDCMSによる資金援助を受けて英国法律委員会が調査を実施し、2021年7月にレポートを取りまとめた*。

結果と提言

- レポートでは、以下のような刑事犯罪の新設・改編を提言した。
 - 新たな「害に基づく」通信犯罪:
聴衆に危害を与えることを意図して、危害を与える可能性の高いコミュニケーションを送信または郵送すること
 - 深刻な自傷行為を奨励または支援すること
 - サイバーフラッシング(わいせつな画像を一方的に送り付けること)
 - 故意の虚偽通信、脅迫通信、緊急サービスに対するデマ電話を送信する犯罪

DCMSによる 受け止め

- 上記の提言を踏まえ、2022年2月、DCMS及び内務省は、(二次法ではなく)OSB内で定める優先違法行為として、「害に基づく通信犯罪」「虚偽の通信犯罪」「脅迫的な通信犯罪」の3種類の通信犯罪を追加することとした。
- 具体的には、3種類の通信犯罪に以下を加える予定であると発表した**。
 - 自殺の奨励または幫助
 - 性的画像に関する犯罪(例:リベンジポルノ、過激なポルノなど)
 - 暴力の扇動および脅迫
 - ヘイトクライム
 - 公序良俗に反する行為(ハラスメント、ストーカー行為)
 - 薬物関連犯罪
 - 武器・銃器犯罪
 - 詐欺および金融犯罪
 - マネーロンダリング
 - 売春のあっせん
 - 組織的な出入国管理に関する犯罪

* <https://s3-eu-west-2.amazonaws.com/lawcom-prod-storage-11jsxou24uy7q/uploads/2021/07/Modernising-Communications-Offences-2021-Law-Com-No-399.pdf>

** <https://www.gov.uk/government/news/online-safety-law-to-be-strengthened-to-stamp-out-illegal-content>

2. 英国議会合同委員会のレポート

- 2021年12月に公表された英国議会合同委員会のレポートでは、**全体的な規制の強化(Ofcomの権限強化や規制方法の強化、プロバイダの義務の強化等)や、違法有害コンテンツの明確化**が提案された。

項目	内容
Ofcomの権限強化	● Ofcomは、ビッグテック企業が責任を負うべき基準を設定すべき。 ● Ofcomの調査、監査、執行などの権限を強化すべき。 ● Ofcomは、プロバイダに対して強制的な行動規範を作成すべき。 ● 技術の発展に伴って法律が時代遅れにならないよう、新しい機能や問題領域の発生に応じて、Ofcomが追加の行動規範を導入できるようにすべき。
表現の自由への配慮やジャーナリスティックコンテンツの保護強化	● 「民主主義的に重要なコンテンツ」と「ジャーナリスティックコンテンツ」の保護は、公共の利益の保護という観点から単一の法定要件に置き換えるべき。 ● プロバイダが公共の利益に資する可能性があるコンテンツを削除する場合のガイドラインを作成すべき。
プロバイダの義務の強化	● コンテンツだけでなく、アルゴリズムの潜在的な有害影響を含め、ユーザーの安全に対する合理的な予見可能な脅威を記録するために、サービスプロバイダーが内部リスク評価を実施することを要求すべき。 ● 利用規約と同様に、ユーザーが同意するオンライン安全ポリシーを作成することを義務付けるべき。
違法なコンテンツの明確化・追加	● サイバー・フラッシングを違法とすべき。 ● 光過敏性てんかんの患者に対し、発作を誘発する目的で意図的に点滅する画像を送ることを違法とすべき。 ● ポルノサイトは、ユーザー間コンテンツをホストしているか否かに関わらず、子どもを排除する法的義務を負うべき。 ● 自傷行為を助長するようなコンテンツや行為を、自殺の場合と同様に違法とすべき。 ● 広告出稿料が支払われた広告も、詐欺やパテンであれば法案の対象とすべき。
規制方法の強化	● プロバイダがOSBに従わなかった場合、個々のユーザーがオンブズマンに苦情を申し立てることができるようにすべき。 ● プロバイダの取締役、または取締役에게報告する上級管理職を“Safety Controller”に指定すべき。 ➢ 役割は、ユーザーに重大な損害を与える危険性のある、繰り返される体系的な失敗の明確な証拠がある場合、犯罪の責任をその人に負わせること。

出所) <https://publications.parliament.uk/pa/jt5802/jtselect/jtonlinesafety/129/129.pdf>

3. 下院DCMS小委員会のレポート(1/2)

- 下院DCMS小委員会は、OSB草案はオンライン上の違法有害コンテンツ対策として明確でも堅牢でもない
と結論付け、「**立法の事前審査**」「**注意義務**」「**体制の強化**」の3つの観点から提言を行った。

立法の事前審査に関する提言

- オンライン安全体制は、英国のデジタル規制の枠組みの一部に過ぎないことに留意することが重要であり、政府がこれらの分野において、立法前の精査のための時間を与えるなど、合議制アプローチをとるべき。
- 政府は、本レポートを受けて、オンライン広告及びデジタル市場に関する作業の最新情報を提供し、2ヶ月後の回答時まで、これらの各分野の協議に対する回答を公表すべき。

注意義務に関する提言

大項目	小項目	内容
違法有害 コンテンツの 範囲	違法 コンテンツ	● 規制違反や民事・行政上の不正ではなく、既存の刑事犯罪に具体的に適用されることを明示すべき。 ● 明白な犯罪行為ではなくても、オンラインCSEAを形成するコンテンツや活動に関する懸念に対応すべき。 ● 定義をさらに明確化し、関連性の高い違法コンテンツの種類と、リスクを軽減・管理するための予防・是正措置の例示を提供する新しい付随書を法案に追加し、別の付随書において、違法コンテンツとみなす犯罪を指定するための詳細な手続を規定すべき。法案と並行でこのプロセスを説明する規則例を発行し、施行後も一貫して行われることを確保すべき。
	有害 コンテンツ	● 政府が関連団体と協力し、自傷行為を擁護するコンテンツや女性に対するオンライン暴力の種類など、現在は違法ではないが合法的有害コンテンツを特定、定義、対処すべき。 ● 有害なコンテンツを二次法によって指定するための手順を詳述した新しい別表を作成すべき。 ● 二次法では有害を定義し、要因の非網羅的な例示リストと、釣り合いのとれた予防・救済措置を提供すべき。
	大人にとって有害な コンテンツ	● 他人の権利や名誉、国家安全保障、公序良俗を損なう/損なう危険性のあるコンテンツを明示的に含めるべき。 ● 発言者の意図性とコンテンツの正確性を考慮する際に選挙妨害や有権者弾圧の意図を明示的に考慮し、コンテンツの文脈を考慮する際にコンテンツの民主的重要性とジャーナリズム性を考慮すべき。
注意義務	表現の自由 への配慮	● Ofcomが、プロバイダが表現の自由の義務と意思決定のバランスを適切に取っているかどうかを調査し評価できるように、「must balance」テストを組み込むべき。
	削除以外の 措置	● 違法コンテンツと「合法だが有害な」コンテンツの両方について、被害のリスクと深刻度に比例し、削除以外の予防・救済措置の非網羅的かつ例示的リストを含むべき。 例：タグ/ラベル付け、朱入れ、事実確認、優先度下げ、ナッジ、反対意見の促進、特定のプロモーション機能の制限や無効化など

<https://committees.parliament.uk/publications/8608/documents/86960/default/>

3. 下院DCMS小委員会のレポート(2/2)

規制体制の強化に関する提言

項目	内容
Ofcomの権限	● Ofcomが秘密裏に監査または審査を行う権限を有するべき。 ● Ofcomが一般的な情報を要求する権限と並行して、非開示を条件として要求できる特定の情報の非網羅的なリストを含めるべき。 ● Ofcomの執行権限が規制されるサービスにのみ適用されることを明確にすべき。 ● 技術使用通知について、その範囲と適用、プロバイダを遵守させるために必要な措置、当該権力の行使が適切であるかどうかのテストを構成する可能性のある基準(以下例)の非網羅的リストをより厳密に定義して、再作成すべき。 ➢ 介入の証拠となる根拠(この証拠がカバーする期間を含む)。 ➢ サービスに存在するリスクのレベルと危害の重大性、リスクを特定し、軽減または管理するために使用される既存のシステム。 ➢ 表現の自由やユーザーのプライバシーを含む人権への影響。 ➢ ユーザーベースや収益などの要素に関連したサービスに対するコスト。 ● サービス中断命令/アクセス中断命令に関して、実際にどのように機能するかについて詳細な提案を行い、サプライチェーン内の他のサービスに対して以下の点についてより明確性を持たせるべき。 ➢ 時間枠と協議の必要性。 ➢ 法的内容の意図しない適用範囲など、人権への影響への十分な配慮。 ➢ 施策の制定に必要となる可能性のあるサービスへのコストの考慮、 ➢ 消費者への更新のプロセス、 ● VPN や DNS over HTTPS 等の技術の出現を踏まえて、権限が適切に将来性を備えているかどうか検討し、本レポートへの回答において評価すべき。
プロバイダの追加の義務	● プロバイダに対して指定コンプライアンス責任者の設置を義務付けるべき。 ● プロバイダがOfcomから違反通知を受けた場合、その公表をプロバイダに義務付ける規定を盛り込むべき。これには、注意義務に対する違反の詳細が含まれ、サービス上で閲覧できるようにすべき。 ● Ofcomによる執行により、プロバイダのサービスへのアクセスおよび利用が制限される場合、その理由とともにユーザーに通知する手続きを運用する義務をプロバイダに課すべき。
スーパークレーム	● スーパークレームの権利は、プロバイダの注意義務違反や他の違法となるその他の行為または不作為について、個人が司法不服を申し立てる権利を損なうものではないことを明確にする規定を法案に含めるべき。
その他	● DCMS小委員会と役割が重複するため、政府がオンライン安全およびデジタル規制を監督するための合同委員会を導入する計画を廃止するべき。

4. DCMSの追加声明

声明の要点

- ポルノを公開する全てのサイトに対し、ユーザーが18歳以上であることを確認するための強固なチェック体制を敷くことを義務付ける新たな法的義務を課す。

声明の背景

- 2020年全英映像等級審査機構「若者、ポルノ、年齢確認」による調査で以下の事項が判明
 - 11～13歳の子どもの51%はポルノを見たことがある。
 - 多くの子どもはオンラインでポルノに出くわし、11～13歳の61%がほとんど意図的ではないと述べている。
- キリスト教慈善団体CAREによって委託された2,100人以上の英国の大人の2021年の世論調査で、次の事項が判明
 - 英国の大人の81%が「政府は、全てのオンラインポルノから子どもを保護するために年齢確認を実施する必要がある」という声明に同意している。
- 英国議会合同委員会のレポート
 - ポルノサイトは、ユーザー間コンテンツをホストしているか否かに関わらず、子どもを排除する法的義務を負うべき。

OSBの変更

- 対象となるコンテンツの定義の拡大：
 - ユーザー生成ポルノ(ユーザー生成コンテンツに該当)だけでなく、サービス上で流通する出版されたポルノも対象。
- プロパイダに対する注意義務の拡大：
 - ポルノを公開する全てのサイトに対し、ユーザーが18歳以上であることを確認するための強固なチェック体制を敷くことを義務付け。

年齢確認義務の遵守方法等

- 将来の技術革新やより効果的な技術の開発・利用を可能にする柔軟性が不可欠であるため、特定のソリューションの使用を義務付けない。新たな法的義務をどのように遵守するかは、企業自身に責任がある。
- 現在利用可能なソリューションには、例えば以下がある。(あくまでも例示という位置づけ)
 - 携帯電話事業者が保有する情報とユーザーの年齢を照合する方法、クレジットカードによる確認、パスポートデータなど政府が保有するデータを含むその他のデータベースによる確認など
- Ofcomは、企業が利用できる年齢確認技術の種類を増やし、ユーザーのデータの取り扱いを最小限にするような利用を推奨する可能性がある。

年齢確認におけるプライバシー保護

- 年齢確認の目的に無関係なデータを処理または保存してはならない。
- 使用される年齢確認技術は、安全で、効果的で、プライバシーを保護するものでなければならない。
- 技術を使用または構築するすべての企業は、英国の強力なデータ保護規制を遵守することが求められ、さもなければ情報コミッショナー(ICO)から強制措置を受ける。

5. 英国議会に提出された版のOSB草案からの変更点

- 2022年3月17日に英国議会に提出された版においては、2021年5月の草案から以下の点に変更されている。
- 違法有害コンテンツの範囲・カテゴリの拡大やプロパイダへの追加の義務の制定、罰則の強化など、総じて規制が強化される方向で変更されている。

違法有害 コンテンツの 範囲・カテゴリ

- オンライン詐欺に対抗するため、ソーシャルメディアや検索エンジンに出稿料が支払われている詐欺広告も規制対象のコンテンツとする。
- 法案を通じてサイバーフラッシングを犯罪化する。
- 企業が最も有害な違法なコンテンツや犯罪行為に迅速に取り組むよう、テロリズムコンテンツやCSEAコンテンツに加え、優先犯罪コンテンツを定める。
(自殺の幫助、殺害予告、公序良俗違反・ハラスメント・ストーカー行為・挑発行為、薬物・精神作用物質、武器販売、不法入国の幫助、性的搾取、性的な画像、犯罪の準備、詐欺、金融犯罪、まさに犯罪に至ろうとする行為)
- 合法だが有害なコンテンツのカテゴリは、プロパイダで決めることはできず、英国議会の承認を経て二次法で決定されたもののみとなる。

プロパイダの 義務

- 商用サイト(ユーザ生成コンテンツを掲載しないもの)を含め、ポルノを公開またはホストするすべてのWebサイトが、ユーザーが18歳以上であることを確認するための堅牢なチェックを実施することを義務付ける。
- 匿名の荒らしを取り締まるための新しい手段を追加して、誰が誰に連絡できるか、オンラインで何を見ることができるかをより細かく制御できるようにする。
- プロパイダに対して、ユーザの保護のためにコンテンツモデレーションやユーザプロファイリング、ユーザの行動の識別のためのプロアクティブなテクノロジーを使うよう、Ofcomが行動規範で定めることができるようにする。
- プロパイダに対して、自身のプラットフォームで検出したCSEAコンテンツを国家犯罪対策庁に報告する義務の導入。

罰則

- 上級管理職への刑事罰(2年以下の懲役または罰金)の導入。
- 上記に伴い、Ofcomへの情報提供に関する追加の違反事項(以下)を導入。
 - Ofcomが要求する情報を提出しない、破壊する、または改ざんする。
 - Ofcomの立ち入り、検査の権限を行使する際、または情報提供の権限を行使する際に、Ofcomに従わなかった、妨害または遅延させた。
 - ヒアリングに出席しなかった、または虚偽の情報を提供した。

B. 豪州・「2021年オンライン安全法」

1. 2021年オンライン安全法の概要

- 2021年7月、オンライン上の安全促進及び被害防止のための従来法を継承し、新たな被害に対処するための新法「オンライン安全法」(Online Safety Act)*¹がオーストラリアで成立した。

背景 ・ 目的

- オンライン環境の急速な変化に伴い、オンライン上の脅威が増加している。
- 新法は、それらの被害に遭うオーストラリア人を救済するための権限を「eセーフティ・コミッショナー」に付与し、オンライン上での安全の水準を高めることを目的とする。

規制対象

- **対象となるサービス等**: オンライン上のあらゆるサービスが規制対象となりうる。
 - ・ ソーシャル・メディア・サービス(SNS事業者)
 - ・ 関連電子サービス(電気通信事業者)
 - ・ 指定インターネットサービス(検索エンジン事業者を含む)
- **対象となる違法・有害情報**:
 - ・ オーストラリア人の児童を対象としたネットいじめ
 - ・ オーストラリア人の成人を対象としたネット暴力
 - ・ 性的画像の同意なき共有
 - ・ 忌まわしい暴力的行為を助長する等の書き込み
 - ・ 1995年分類(出版、映画、ゲーム)法*²で指定される有害コンテンツ

コミッショナーの 権限強化

- 本法では、eセーフティ・コミッショナーの権限が従来法よりも拡充された。
 - ・ 成人を対象としたネット暴力や、暴力的行為を助長する等の書き込みなど、**従前よりも幅広い範囲の有害なコンテンツに対する削除請求・アクセス遮断請求**が可能となった。
 - ・ オンライン事業者に対して**情報開示を要求する権限**が付与された。

2. 経緯

- 2021年、従来法「オンライン安全強化法」の主要な枠組みを継承しつつ、一部規制を強化する新法「オンライン安全法」がオーストラリアで成立した。

年月	出来事
2015年3月	●「児童オンライン安全強化法」(Enhancing Online Safety for Children Act)* ¹ の制定
2017年6月	●保護の対象を成人にも拡大した「オンライン安全強化法」(Enhancing Online Safety Act)* ² に改正
2018年9月	●「オンライン安全強化法」をリベンジポルノ等の性的画像の流布に対応するよう改正* ³
2021年7月23日	●「オンライン安全法」(Online Safety Act)の制定
2022年1月23日	●「オンライン安全法」の施行、「オンライン安全強化法」の廃止

2019年 NZでの テロ

- 本法は、提案時の説明資料(Explanatory Memorandum)*⁴によれば、2019年のニュージーランド・クライストチャーチ同時多発テロに関連した誹謗中傷等トラブルのような、オンライン上の危機に対処することも目的としている。
- 同テロ事件では、犯人の画像や「マニフェスト」がネット上で拡散された。当時、政府がそれらへのアクセス遮断を要請できる権限の規定がなく、ISPは自主的にアクセスを遮断していた。

*1 <https://www.legislation.gov.au/Details/C2015A00024>

*2 <https://www.legislation.gov.au/Details/C2017C00187>

*3 https://www.aph.gov.au/Parliamentary_Business/Bills_Legislation/bd/bd1718a/18bd074

*4 http://classic.austlii.edu.au/au/legis/cth/bill_em/osb2021164/memo_0.html

3. 条文構成(1/2)

- オンライン安全法は全16章・246条で構成されている。

第1章 通則		第4章 オンライン上の安全に関する基本的な期待事項	
第1条～第24条	本法の概要、主要な定義等	第1節 導入	
第2部 eセーフティ・コミッショナー		第44条	本章の簡易的な概要
第25条～第28条	eセーフティ・コミッショナーの機能、権限	第2節 オンライン上の基本的な安全対策	
第3章 苦情、異議及び調査		第45条～第48条	基本的な期待事項
第1節 導入		第3節 報告	
第29条	本章の簡易的な概要	第49条～第63条	オンライン上の安全に関する基本的な期待事項の遵守についての報告
第2節 オーストラリアの児童を標的としたネットいじめの書き込みに対する苦情申立		第5章 オーストラリアの児童を標的としたネットいじめの書き込み	
第30条～第31条	ネットいじめの苦情申立制度	第64条～第73条	ネットいじめに対する削除通告等
第3節 親密な画像に関する苦情及び異議申立		第6章 親密な画像の合意なき共有	
第32条～第35条	性的画像の共有に関する苦情及び異議申し立て制度	第74条～第86条	性的画像の共有に対する削除通告等
第4節 オーストラリアの成人を標的としたネット暴力の書き込みに対する苦情申立		第7章 オーストラリアの成人を標的としたネット暴力の書き込み	
第36条～第37条	ネット暴力の苦情申立制度	第87条～第93条	ネット暴力に対する削除通告等
第5節 オンライン・コンテンツ・スキームにおける苦情申立		第8章 忌まわしい暴力的行為を描写した書き込み	
第38条～第43条	有害コンテンツの苦情申立及び調査	第94条～第104条	忌まわしい暴力的行為を助長する等の書き込みに対するアクセス遮断要請・遮断通告等

3. 条文構成(2/2)

- オンライン安全法は全16章・246条で構成されている。

第9章 オンライン・コンテンツ・スキーム		第10章 執行	
第1節 導入		第161条～第165条	本法の執行に係る規定
第105条～第108条	本章の簡易的な概要、定義等	第11章 コミッショナーに関する行政上の規定	
第2節～第4節 削除通告及び是正通告		第166条～第188条	大臣による任命、任官の条件等
第109条～第123A条	有害コンテンツの削除及び是正	第12章 オンライン・セーフティ特別会計	
第5節 リンク削除通告		第189条～第192条	特別会計
第124条～第127条	リンク削除通告	第13章 情報収集の権限	
第6節 アプリ削除通告		第193条～第196条	情報開示通告
第128条～第131条	アプリ削除通告	第14章 調査の権限	
第7節 業界規範及び業界標準		第197条～第205条	調査の権限、証拠提示通告
第132条～第150条	業界規範及び業界標準の策定	第15章 情報の開示	
第8節 事業者の決定		第206条～第218条	大臣等特定の当局への情報開示
第151条～第155条	事業者の違反等	第16章 雑則	
第9節 連邦裁判所の命令		第219条～第240条	立法規則等
第156条～第159条	連邦裁判所の命令権限		
第10節 等級審査委員会からの助言			
第160条	eセーフティ・コミッショナーの東急審査委員会から助言を得る権限		

4. 規制の内容 (1)eセーフティ・コミッショナー(1/2)

- 従来法でネットいじめ処理専門の公的機関として設置された「eセーフティ・コミッショナー」について、新法によりその権限が強化された。

沿革

- 2015年「児童オンライン安全強化法」の制定時に、同法に基づく権限を行使し、任務を行使するため「児童eセーフティ・コミッショナー」が新設された。
- 2017年「オンライン安全強化法」により、「eセーフティ・コミッショナー」に名称が変更された。
 - ・ ただし、その機能はあくまでも児童を標的としたネットいじめの書き込みに対する苦情取扱制度の運営が中心とされた。

機能

- eセーフティ・コミッショナーは、以下のうち少なくとも一つの分野での経験を有し十分な知識を有する者で、連邦通信大臣によって任命される*1。
 - ・ ソーシャル・メディア・サービスもしくはインターネット産業の運営
 - ・ オンライン上の安全に関する問題への公的関与や通信部門に関する公共政策への関与
- eセーフティ・コミッショナーの機能は以下の通り。
 - a. オーストラリア人のオンライン上での安全の増進。
 - b. オーストラリアの児童を対象としたネットいじめや大人を対象としたネット暴力に関する苦情取扱制度の運営。
 - c. 性的画像を同意なしに共有された場合の苦情及び異議申立制度の管理。
 - d. オンライン・コンテンツ・スキームの管理。
 - e. オーストラリア人のオンライン上での安全に関する連邦の省庁、官署及び機関間の調整。

*1 2022年3月現在のeセーフティ・コミッショナーはJulie Inman Grant氏で、米国の政府機関やNPO、Microsoft等IT企業での職務経験を有している。また、eセーフティ・コミッショナーの下で勤務するスタッフはオーストラリア通信メディア局(ACMA)の職員である。<https://www.esafety.gov.au/about-us/who-we-are>

4. 規制の内容 (1)eセーフティ・コミッショナー(2/2)

強化された 権限

- 本法では、以下に示す項目に関し、**eセーフティ・コミッショナーの権限が強化もしくは新たに付与**された。

項目	従来法	オンライン安全法(新法)
誹謗中傷対応範囲の拡大	● 児童を標的としたネットいじめへの対応に制限されていた。	● 成人を標的としたネット暴力への対応が可能になった。
対象サービスの拡大	● ソーシャルメディア(Twitter、Facebook等)における誹謗中傷に限定されていた。	● ゲームチャットやウェブサイト等を含む全てのオンラインサービスにおける誹謗中傷に対応する。
義務期限の短縮	● 削除通告から48時間以内の削除義務	● 削除通告から24時間以内の削除義務
アクセス遮断通告の権限	● 規定なし	● ISPに対し、忌まわしい暴力的行為を助長する等の書き込みのアクセスを遮断するよう命じることが可能になった。
オンライン・コンテンツ・スキーム	● 「1992年放送サービス法*1に基づきオンラインコンテンツを規制」するのみ	● 有害コンテンツやそのリンク、アプリの削除を命じることが可能になった。
業界規範	● 規定なし	● 業界規範の策定命令や、業界標準の策定が可能になった。
情報収集権限	● 苦情申立に基づくサービスの調査に制限されていた。	● 申立に基づかない調査や情報開示命令等が可能になった。

*1 <https://www.legislation.gov.au/Details/C2017C00201>

4. 規制の内容 (2) 違法・有害情報の定義

- オンライン安全法が対象とするオンライン上の違法・有害情報の分類は次の通り。

分類	定義
ネットいじめ	● オーストラリアの児童を標的として、深刻な脅迫、威圧、嫌がらせ、屈辱によるオンライン上のいじめ行為
ネット暴力	● オーストラリアの成人を標的として、深刻な被害をもたらす効果を意図した威嚇、嫌がらせ、攻撃等であると見なされるオンライン上の暴力的行為
「親密な画像」の同意なき共有	● 「親密な画像」: いわゆるその人に関する性的画像のこと ● 「同意」の定義: 明白かつ自発的で、情報が十分に与えられている状態でなされた同意。ただし、児童や同意の能力を著しく損なっている成人による同意は無効とする。
忌まわしい暴力的行為を描写する書き込み	● 忌まわしい暴力的行為を助長、扇動、指示又は表現するもので、オーストラリア社会に重大な侵害を与える可能性があるものと認められる情報。 ● 「忌まわしい暴力的行為」: テロ行為、殺人、殺人未遂、拷問、レイプ、誘拐 ● 対象外となる情報: 公共の利益のため、ジャーナリスト等専門的立場の者によって書かれた報道記事等
有害コンテンツ	● 1995年分類(出版、映画、ゲーム)法で「RC(Refused Classification)」、「X18+」に分類されるもの ● 「RC」: いずれの分類にも該当しないが、審査拒否として流通・販売等が禁止されているもの ● 「X18+」: 露骨な性的表現を含むため、成人指定とされるもの

4. 規制の内容 (3) ネットいじめ等の苦情取扱制度

- オンライン安全強化法(旧法)で規定されていた、未成年者を標的とするネットいじめの苦情取扱制度に加え、新法では被害者が成人の場合が新たに追加された。

苦情取扱制度

- ネットいじめ・ネット暴力の被害を受けた者(又は児童の保護者や本人が委託した者)は、eセーフティ・コミッショナーに対し苦情を申し立てることができる。ただし、以前にオンライン事業者に苦情を申し立てたものの削除の対応がなされなかった場合に限る。
- eセーフティ・コミッショナーは、申し立てられた苦情に関して調査し、条件を満たす場合、オンライン事業者に削除通告を行う。

削除通告

- eセーフティ・コミッショナーは、オンラインサービス等に掲載された書き込みが、
 - ① オーストラリア人の児童を標的としたネットいじめ又は成人を標的としたネット暴力であると認められ、
 - ② オンライン事業者に申し立てられた苦情の対象となっており、
 - ③ 当該苦情から**48時間以内に削除されなかった場合**には、下記の対象者に「削除通告」を行う。
- 通告の対象者: オンライン事業者、投稿者、ホスティング事業者
- 削除義務: 通告の対象者は、削除通告から**24時間以内に書き込みを削除**しなければならない(従来法では48時間以内)。

罰則

- 削除通告に基づく要求を遵守しない場合、**500ペナルティ・ユニット*1の民事罰**が科される。

*1 1ペナルティ・ユニット(penalty unit)は、犯罪法第4AA条(連邦法)により2020年7月1日以降、222豪ドルである。
<https://www.legislation.gov.au/Details/C2017C00297>

4. 規制の内容 (4)性的画像の同意なき共有に関する制度

- 新法では、オンライン安全強化法(旧法)で規定された、性的画像の同意なき共有に対する苦情及び異議取扱制度の枠組みを継承しており、削除義務期限が通告から48時間以内から24時間以内に短縮された。

苦情及び 異議申立

- 性的画像を同意なしに共有又はその脅しをされた者(又は被害児童が16歳未満の場合の保護者や本人が委託した者)は、eセーフティ・コミッショナーに対し苦情を申し立てることができる。
- 性的画像を共有された者(又は被害児童が16歳未満の場合の保護者や本人が委託した者)は、本人が共有に同意した場合であっても、eセーフティ・コミッショナーに対し異議を申し立てることができる。

削除通告

- eセーフティ・コミッショナーは、オンラインサービス等に掲載された性的画像が、本法の適用を免除されるものではない等の条件を満たすと認めた場合、下記の対象者に「削除通告」を行う。
- 通告の対象: オンライン事業者、投稿者、ホスティング事業者
- 削除義務: 通告の対象者は、削除通告から**24時間以内に画像を削除**しなければならない(従来法では48時間以内)。

罰則

- 他人の性的画像を共有又はその脅しをした者は、**500ペナルティ・ユニットの民事罰**が科される。
- 削除通告に基づく要求を遵守しない場合も、**500ペナルティ・ユニットの民事罰**が科される。

4. 規制の内容 (5) 暴力的行為を助長する等の書き込みへの対応

- 暴力的行為を助長する等の書き込みについて、eセーフティ・コミッショナーはISPに対し当該書き込みへのアクセスを無効にする措置を講ずるよう要請することができる。

遮断要請 ・ 遮断通告

- ある書き込みについて、eセーフティ・コミッショナーが「忌まわしい暴力的行為」を助長、扇動、指示又は表現するものであり、豪州社会に重大な損害を与える可能性があると認めた場合、ISPに対し「遮断要請」か「遮断通告」を行う。
- 対象外となるコンテンツ: 公共の利益のため、ジャーナリスト等の専門的な立場の者によって書かれた報道等の場合

遮断方法 の指定

- eセーフティ・コミッショナーは、遮断要請・遮断通告において、以下を遮断するよう指定できる。
 - ・ 当該書き込みへのアクセスを提供するドメイン名
 - ・ 当該書き込みへのアクセスを提供するURL
 - ・ 当該書き込みへのアクセスを提供するIPアドレス

有効期限

- 遮断要請・遮断通告の効力は、3か月を超えて指定できない。
- ただし、遮断要請・遮断通告が失効後に有効となる新たな遮断要請・遮断通告の発令も認められている。

罰則

- 遮断通告に基づく要求を遵守しない場合、**500ペナルティ・ユニットの民事罰**が科される。(遮断要請には罰則が規定されていない。)

4. 規制の内容 (6)オンライン・コンテンツ・スキーム(1/2)

- 「有害コンテンツ」に分類されるコンテンツを提供するオンラインサービス等事業者に対し、eセーフティ・コミッショナーは削除や是正を命じることができる。

有害コンテンツの苦情 申立

- サービス利用者は、オンライン上の出版物や動画作品、ゲーム等のコンテンツが、1995年分類（出版、映画、ゲーム）法における有害コンテンツ等*1に該当すると判断する場合、eセーフティ・コミッショナーに苦情を申し立てることができる。
- eセーフティ・コミッショナーは、申し立てられた苦情に対し、コンテンツの削除通告や是正通告、リンクやアプリの削除通告を発令できる。

削除通告 ・ 是正通告

- eセーフティ・コミッショナーは、申し立てられた苦情の対象が有害コンテンツに該当する場合、下記の対象者に「削除通告」を行う。
- 有害コンテンツのうち、X18+の分類に該当する場合は「是正通告」を行うことができる。
- 通告の対象者:オンライン事業者、ホスティング事業者
- 削除義務: 削除通告の対象者は、削除通告から24時間以内に有害コンテンツを削除しなければならない。
- 是正義務: 通告の対象者は、是正通告から24時間以内に有害コンテンツを削除するかアクセス制限を設定しなければならない。

*1 ここでは、児童の性的搾取や忌まわしい暴力的行為を助長する等の書き込みといった違法・有害情報も有害コンテンツに含まれる。

4. 規制の内容 (6)オンライン・コンテンツ・スキーム(2/2)

リンクの削除通告

- eセーフティ・コミッショナーは、当該有害コンテンツにアクセスできるリンクを提供している事業者に対し、「リンク削除通告」を行うことができる。
- 通告の対象者:インターネット検索エンジンサービスの提供事業者や、リーチサイトを含む当該有害コンテンツにアクセスできるリンクを提供している全ての者
- 削除義務:削除通告の対象者は、削除通告から24時間以内に有害コンテンツへのリンクを削除しなければならない。

アプリの削除通告

- eセーフティ・コミッショナーは、当該有害コンテンツを配信するアプリを提供する事業者に対し、「アプリケーション削除通告」を行うことができる。
- 通告の対象者:配信アプリの提供事業者
- 削除義務:削除通告の対象者は、削除通告から24時間以内にアプリのダウンロードを停止またはアプリを削除しなければならない。

罰則

- 各種削除通告に基づく要求を遵守しない場合、500ペナルティ・ユニットの民事罰が科される。

4. 規制の内容 (7) 業界規範の策定

- eセーフティ・コミッショナーはオンラインサービスの業界団体等に対し、誹謗中傷や有害コンテンツ等に対応する業界規範の策定を命じることができる。
- 策定された規範が条件を満たさない場合、eセーフティ・コミッショナーは業界標準を策定できる。

業界規範

- eセーフティ・コミッショナーは、オンラインサービス業界の各部門を代表する団体・協会等に対し、違法・有害情報に対する手続きの基準等を規定した「業界規範」の策定を強制できる。
- 各業界団体等は、本法の施行から6か月以内に業界規範を策定しなければならない。
- 業界規範に含まれるべき内容は、各業界のサービス形態により異なる。
- 各業界団体等に所属する事業者は、策定された業界規範を遵守しなければならない。

業界標準

- eセーフティ・コミッショナーは、業界規範が策定されない場合や、適切な消費者保護の手段を規定していない場合、所属事業者が業界規範に合意しない等の場合には、それに代わる「業界標準」を策定できる。
- 事業者は策定された業界標準を遵守しなければならない。
- 業界標準が策定され、業界規範の規定と矛盾する場合は、業界標準の規定が優先される。

罰則

- 各業界団体等が業界規範を策定しない場合、**500ペナルティ・ユニットの民事罰**が科される。
- 事業者が業界規範や業界標準を遵守していないとeセーフティ・コミッショナーが判断する場合についても、**500ペナルティ・ユニットの民事罰**が科される。

4. 規制の内容 (8)情報収集の権限

- eセーフティ・コミッショナーはオンライン事業者に対し、エンドユーザの身元・連絡先等の情報や、提供しているサービスに関する情報を開示するよう命じることができる。

情報開示 通告

- 情報開示通告:eセーフティ・コミッショナーは、本法の運用の目的で合理的に必要であると判断する場合、オンライン事業者に対し、サービスのエンドユーザの身元・連絡先等の情報開示を命じる通告を発令する。
- この通告は、被害者等からの苦情申立に基づかない場合も発令できる。

調査の 権限

- 調査の権限:eセーフティ・コミッショナーは、本法の運用の目的で合理的に必要であると判断する場合、オンライン事業者の提供するサービスに関し調査を行う。
- 証拠提示通告:eセーフティ・コミッショナーは、調査のため、事業者に対し関連情報や文書の提出、質問への回答、出頭等を命じることができる。
- この通告は、被害者等からの苦情申立に基づかない場合も発令できる。

罰則

- 情報開示通告に基づく要求を遵守しない場合や、調査の依頼に応じない場合、100ペナルティ・ユニットの民事罰が科される。
- 証拠提示通告に基づく要求を遵守しない場合、12か月の禁固刑(刑事罰)が科される。

C. 豪州・「ソーシャルメディア(荒らし対策)法案」

1. 経緯

- 2022年2月、「ソーシャルメディア(荒らし対策)法案」*1がオーストラリア連邦議会に提出された。

年月	出来事
2021年9月	●最高裁判決において、SNS上の中傷コメントに対するページ所有者(メディア)の責任を判示
2021年11月	●首相がオンライン上の中傷行為に対するSNSプロバイダの対応責任を明確化する立法の意向を発表
2022年2月10日	●「ソーシャルメディア(荒らし対策)法案」の提出
2022年3月24日	●法務委員会における審査結果の報告(予定)

*1 Social Media (Anti-Trolling) Bill 2022

<https://www.legislation.gov.au/Details/C2022B00015>

2. 背景となる最高裁判決

- 2021年9月8日、豪連邦最高裁は、「新聞やテレビ等のメディアが運営するFacebookの公式ページで閲覧者が中傷の書き込みをした場合、その責任はメディアが負う」との判決を下した*1。

訴訟の経緯

- 2016年、少年院への入退院を繰り返していた男性の施設収容時の映像が複数のメディアで報じられ、Facebookにも掲載された。これにより、男性への中傷コメントが相次いだ。
- 2017年、男性は「それらのコメントをメディア側が放置していることで名誉を傷付けられた」として、オーストラリアの大手メディア3社に対し損害賠償を求める訴訟を起こした。
- 裁判では、名誉毀損の審理を保留し、ページを運営するメディア側に責任があるかの審理が行われた。

判決の要旨

- 最高裁は、各メディアはFacebookに公式ページを開設し、第三者のユーザからのコメントの書き込みを促し、奨励することでその配信を支援したとして、その第三者によるコメントの発行人にあたるとした。
- したがって、中傷の書き込みがあった場合の責任はメディア側にあり、損害賠償を負う可能性がある^{と結論づけた}。

判決の影響

- 判決を受け、米CNNは2021年9月29日にオーストラリアのFacebookでのコンテンツ公開を停止することを表明した*2 *3。

*1 <https://eresources.hcourt.gov.au/showCase/2021/HCA/27>

*2 <https://edition.cnn.com/2021/09/29/media/cnn-facebook-pages-australia-intl-hnk/index.html>

*3 CNNはFacebookに対し閲覧者による書き込みを無効にする措置を求めたが対応されず、Facebookの特定の国でのページ公開を停止する機能を利用している。

3. 「ソーシャルメディア(荒らし対策)法案」の概要

- 2022年2月10日、連邦通信大臣は「ソーシャルメディア(荒らし対策)法案」*1を提出した。

経緯 ・ 目的

- 2022年2月10日、連邦通信大臣は「ソーシャルメディア(荒らし対策)法案」を議会に提出した。
- 同大臣の演説*2によれば、本法案は2021年9月の最高裁判決を受け、メディアが第三者の投稿による名誉毀損の賠償責任を負わなければならない状況を是正するため、SNS事業者の責任を明確にし、SNS上のページ所有者の保護と被害者の救済を図るものである。

法案の 要旨

- 発行者(publisher)の地位: 第三者による中傷的な書き込みについて、SNS事業者がその発行者として最終的な責任を負う。
- 苦情申立制度: SNS事業者は、中傷被害の申立てに対し72時間以内に発信者に申立てがあったことを通知しなければならない。
- 発信者情報開示命令: 発信者が情報開示を認めないなどの場合、被害者は裁判所を通じてSNS事業者へ情報開示を請求できる。
- 指定法人設置義務: 国外のSNS事業者は、豪国内でサービスを提供する場合、指定法人を国内に設置しなければならない。

罰則

- 苦情申立制度や発信者情報開示命令の対応義務に従わない場合のSNS事業者に科せられる罰則は規定されておらず、大臣による立法権限に留保されている。

現在の 状況

- 法務委員会にて2022年3月24日までに結果が報告される予定とされていたが、その後、議会が解散された(2022年4月10日)ことにより、4月11日付けで失効している*3。

*1 <https://www.legislation.gov.au/Details/C2022B00015>

*2 <https://parlinfo.aph.gov.au/parlInfo/search/display/display.w3p;query=Id%3A%22chamber%2Fhansard%2F25466%2F0019%22>

*3 https://www.aph.gov.au/Parliamentary_Business/Bills_Legislation/Bills_Search_Results/Result?bId=r6831

4.条文構成

- ソーシャルメディア(荒らし対策)法案は全5章32条で構成されている。

第1章 通則

第1条	略称
第2条	開始
第3条	本法の概要
第4条	本法の憲法上の根拠
第5条	本法の追加操作
第6条	定義
第7条	SNSのページにコンテンツが投稿された場合
第8条	SNSのページからコンテンツが削除された場合
第9条	オーストラリアにおいてコンテンツが投稿された場合
第10条	名誉毀損等の不法行為
第11条	国家君主の拘束
第12条	本法の地理的適用範囲

第2章 責任

第13条	本章の概要
第14条	名誉毀損に対するページ所有者の責任:第三者のコンテンツ
第15条	名誉毀損に対する責任:発行者
第16条	名誉毀損に対する責任:SNS事業者の保護等
第17条	苦情申立制度:要件規定

第3章 エンドユーザ情報開示命令

第18条	本章の概要
第19条	エンドユーザ情報開示命令
第20条	実行および手続き

第4章 指定法人

第21条	本章の概要
第22条	SNS事業者の指定法人
第23条	違反の継続

第5章 雑則

第24条	本章の概要
第25条	司法長官による手続きへの介入
第26条	民事罰規定
第27条	州法および準州法の同時運用
第28条	政治的コミュニケーションの黙示的自由
第29条	SNS事業者
第30条	第14条の適用:SNSのページに投稿されたコンテンツ
第31条	その他の規定の適用:SNSのページに投稿されたコンテンツ
第32条	立法規則

5. 発行者

- 法案は、以下の場合、SNS事業者が第三者の投稿の「発行者」と規定した。(第15条)

(1) 第三者のSNS素材*1の場合

- (a) ソーシャルメディアサービスのエンドユーザが、そのソーシャルメディアサービスのページを維持・管理しており、かつ
- (b) 他のエンドユーザがそのページに素材を投稿し、かつ
- (c) 当該素材がオーストラリアで投稿*3された場合、

(2) ページオーナーのSNS素材*1の場合

- (a) ソーシャルメディアサービスのエンドユーザ(ページオーナー*2)が、そのソーシャルメディアサービスのページを維持・管理しており、かつ
- (b) ページオーナーがそのページに素材を投稿し、かつ
- (c) 当該素材がオーストラリアで投稿*3された場合、

名誉毀損の不法行為に関する一般法上、
ソーシャルメディアサービスの提供者は、
当該素材の発行者とみなされる*4

*1 「素材(material)」について、以下のいずれかと規定されており、投稿されるコンテンツと同様の意味と捉えられる。:(a)テキスト形式、(b)データ形式、(c)音声、音楽、その他の音響形態、(d)映像(動画またはその他)の形態、(e)その他の形態、または(f)あらゆる形態の組合せ。

*2 ソーシャルメディアサービスの「ページ」については、「(a)サービスのページ(記述方法は問わない)、または(b)サービスのその他の明確な部分」と規定されている。

*3 「(a)ソーシャルメディアサービスのエンドユーザが当該サービスのページに素材を投稿した場合、かつ(b)サービスの提供者が導入している位置情報技術により、エンドユーザが素材を投稿したときにオーストラリアに位置していたと思われること。」と規定されている。

*4 免責規定あり。:投稿がオーストラリアでなされた、ソーシャルメディアサービスが所定の要件を満たす苦情処理制度を有している、苦情申立てに対し所定の手順に従って対応している、所定の情報を開示している、(外国時法人の場合)して法人を設置している、等の全てを満たしている場合。

6.苦情申立制度

- 法案は、SNS事業者に対し、ユーザが中傷的な書き込みによる被害を申告し、SNS事業者が投稿者から削除や情報開示の許可を得る手続きを行う苦情申立制度の導入を義務付けている。

①申立

- SNS事業者は、中傷的な書き込みをされたユーザ(あるいは立法規則で認められる場合は代理人)がSNS事業者に苦情を申し立てることができるよう、**申立の枠組みを設置**しなければならない。

②申立から72時間以内

- SNS事業者は、申し立てから**72時間以内**に次の対応をしなければならない。
 - ・ 申立人に対し、中傷的な書き込みの投稿の、発信元の国(国内か国外か)を通知する。
 - ・ 投稿者に対し、申し立ての事実を通知し、当該書き込みを削除しても良いか確認する。

③削除対応

- SNS事業者は、投稿者の回答後、次の対応をしなければならない。
 - ・ 投稿者が削除を**認める**場合、削除を行い、申立人に結果を通知する。
 - ・ 投稿者が削除を**認めない**場合、申立人に結果を通知する。

④情報開示

- SNS事業者は、申立人が結果に不服を訴える場合、次の対応をしなければならない。
 - ・ 投稿者に対し、その人の詳細な情報を開示しても良いか確認する。
- SNS事業者は、投稿者の回答後、開示の諾否を申立人に通知する。

7.エンドユーザ情報開示命令

- 法案は、中傷的な書き込みの投稿者が削除や情報開示を認めないなどの場合に、苦情申立人が裁判所を通じてSNS事業者に情報開示を請求する権利を認めており、SNS事業者が請求に応じることを義務付けている。

①請求

- 申立人は、以下2点に該当する場合は、裁判所(名誉毀損訴訟の管轄となる裁判所、連邦家庭裁判所、連邦巡回裁判所のいずれか)に情報開示請求を申し立てることができる。
 - i. 投稿者に関連する連絡先を入手できていない。
 - ii. 書き込みが国内のものが定かでないか、国内のものであると合理的に信じる理由がある。

②裁判所命令

- 裁判所は、申立人の請求が条件を満たし、書き込みが国内のものであることを確認した上で、SNS事業者は投稿者の連絡先を開示するよう命令する権限を有する。
- 裁判所は、情報開示により投稿者に危害が及ぶ可能性が高いと判断した場合、申立人の請求を却下する権限を有する。

③事業者による開示

- 命令を受けたSNS事業者は、指定された期限内に投稿者に関連する連絡先を申立人に開示しなければならない。
- この場合、SNS事業者は投稿者本人の許可なく、情報を開示することができる。

8. 指定法人設置義務、司法長官による介入

- 法案は、国外のSNS事業者に対し、苦情申立制度に対応できるよう指定法人の設置を義務付けている。
- また、SNSによる名誉毀損の訴訟に司法長官が介入する権限を規定している。

指定法人 設置義務

- 国外の法人であり、提供するSNSにおいて25万人以上のオーストラリア人がアカウントを保有している場合、そのSNS事業者はオーストラリアに指定法人を設置していなければならない。
- 指定法人設置義務に違反する場合、500ペナルティ・ユニットの民事罰が科される。

司法長官 による 介入

- 司法長官（連邦政府における法律最高顧問にあたる）は、以下の条件を満たすSNS上の名誉毀損訴訟について、介入が公共の利益になると判断される場合、連邦を代表してその司法手続きに介入することができる。
 - i. SNS上の名誉毀損に関する訴訟であり、SNS事業者が訴訟の当事者となっていること。
 - ii. 連邦管轄権を行使する裁判所における訴訟であること。
- 司法長官は、介入する当該訴訟が次の解決につながると判断される場合、申立人が合理的に負担したとみなされる訴訟手続きに関する費用を、連邦が負担することを許可できる。
 - i. 連邦法の不確実な領域または問題の解決。
 - ii. 英連邦法の下で発生し、社会的・経済的に不利な立場にある国民の権利に影響を与える重要な問題の解決。

未来を問い続け、変革を先駆ける

MRI 三菱総合研究所